

## 指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社 八州	東京都江東区木場5-8-40	令和4年9月22日～令和4年12月21日(3か月)	別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	株式会社八州は、令和4年9月13日に実施した近畿中国森林管理局発注の「PCB含有塗膜調査業務(林道橋)Ⅲ」の一般競争入札において開札の結果、1番札での入札であったが、調査基準価格を下回ったため、品質証明書等の提出を求めたところ、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」に定める担当技術者の配置ができないことを理由に入札を辞退したため。
株式会社 ゴセケン	奈良県御所市室1193-1	令和4年12月20日～令和5年3月19日(3か月)	別表第2第3号イ(贈賄)	株式会社ゴセケンの前会長及び前社長は、奈良県御所市内の工事の受注を巡り、御所市議へ賄賂として現金計7,500万円を渡したとして、令和4年10月11日付けで大阪地検特捜部に贈賄罪で在宅起訴されたため。
株式会社 新星工業社	広島県広島市南区宇品海岸3-8-60	令和4年12月27日～令和5年2月26日(2か月)	別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	株式会社新星工業社は、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等をめぐり、令和4年10月6日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反すると認定を受けたため。
株式会社 立芝	広島県広島市西区楠木町2-4-3	令和4年12月27日～令和5年2月26日(2か月)	別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	株式会社立芝は、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等をめぐり、令和4年10月6日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反すると認定を受けたため。
株式会社 ソルコム	広島県広島市中区南千田東町2-32	令和4年12月27日～令和5年2月26日(2か月)	別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	株式会社ソルコムは、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等をめぐり、令和4年10月6日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反すると認定を受けたため。

## 指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
西日本電信電話 株式会社	大阪府大阪市都島区 東野田町4-15-82	令和4年12月27日 ～ 令和5年1月26日(1か月)	別表第2第5号(独占禁止 法違反行為)	西日本電信電話株式会社は、広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等をめぐり、令和4年10月6日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反すると認定を受けたため。
株式会社 丸昇建設	三重県尾鷲市倉ノ谷 町 26-21	令和5年3月21日 ～ 令和5年4月20日(1か月)	別表第2第 16 号(不正又は 不誠実な行為)	株式会社丸昇建設の元代表取締役は、丸昇建設と同グループの丸昇石材の会長でもあった令和3年2月頃に、中部地方整備局発注の資材調達に係る一般競争入札を巡り、中部地方整備局職員(当時)から入札情報を入手し公正な入札を妨害したとして、令和5年1月 24 日、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の容疑で愛知県警に逮捕され、同年2月 14 日、公契約関係入札妨害の罪で公訴を提起されたため。
株式会社 大成和	富山県氷見市阿尾 650-4	令和5年3月 25日 ～ 令和5年6月 24 日(3か月)	別表第2第 16 号(不正又は 不誠実な行為)	株式会社大成和は、令和3年8月 25 日付けで広島北部森林管理署長と契約した「伊与谷林業専用道新設外工事」において、工事完成不能通知を提出し、令和5年2月 24 日に工事請負契約の解除に至った。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。